

# 居宅介護支援重要事項説明書

居宅介護支援業務について、サービスを利用する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なくお尋ねください。

この「重要事項説明書」は、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」に基づき、居宅介護支援の提供の開始に際して、事業者があらかじめ説明しなければならない内容を記したものです。

## 1 ケアプランセンター マイライフ徳丸の概要

### (1) 居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	ケアプランセンター マイライフ徳丸
所在地	板橋区徳丸3丁目3番28号
介護保険指定番号	事業者番号 1371903509
事業実施地域	板橋区

\*上記地域以外の方でもご相談下さい。

### (2) 同事業所の職員体制（平成27年4月1日現在）

管理者 1名（主任介護支援専門員）  
介護支援専門員 4名（管理者含む）

### (3) 営業時間

平日（月～金） 9:00～17:00

☆ 土・日・祝祭日および年末年始12月29日～1月3日までは休業日ですが、電話等により24時間常時連絡が可能な体制となります。

## 2 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

### (1) 居宅サービス計画の作成（保険適用内）

- ①介護保険要介護認定において、「要介護1～5」と認定された方に、下記の手順で居宅サービス計画を作成いたします。
- ②当事業所の重要事項説明書を説明し、それについて同意を得ることができましたら、契約書を締結させていただきます。
- ③契約後、介護支援専門員が利用者様のお宅を訪問し、お困りのことやご希望をうかがって、解決すべき問題を把握します。
- ④当該事業実施地域における指定介護サービス事業者が行っているサービス内容等の情報を、適正に利用者やご家族に提供し、利用者にサービスの選択をしていただきます。
- ⑤提供される居宅サービスの目標、達成時期、居宅サービスを行ううえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ⑥居宅サービス計画の原案に盛り込んだ介護サービスについて、保険給付の対象にならないもの（自己負担分）を区分して、それぞれ種類、内容、利用料等を説明し、うかがいます。
- ⑦利用者とサービス提供事業者とのサービス利用契約の締結にあたって、必要な支援を行います。
- ⑧サービス担当者会議等を開催し、居宅サービス計画の内容について利用者やサービス事業者と共通認識を得て必要な修正を加え、計画を最終的に決定します。
- ⑨居宅サービス計画の作成後、利用者の状況に応じてサービスが提供されるよう、状況把握に努め、サービス提供事業者との連絡調整を行ないます。
- ⑩実施状況に当たっては、利用者宅への訪問による面接を月に一度は行って把握に努め、その結果を記録に残します。
- ⑪居宅サービス計画の変更や要介護認定区分の変更にあたって、必要な支援を行ないます。
- ⑫利用者が介護保険施設等への入所を希望される際には、利用者に介護保険施設に関する情報提供と連絡調整を行ないます。

- (2) 給付管理（保険適用内）  
居宅サービス計画作成後、その内容に基づいてサービス利用票及び提供票による給付管理を行うとともに、毎月の給付管理を作成し、東京都国民健康保険団体連合会に提出します。
- (3) 相談及び説明（保険適用内）  
介護保険制度及び介護に関し幅広くご相談に応じます。
- (4) 医療機関との連携及び主治医への連絡（保険適用内）  
ケアプランの作成時又は変更時及びサービス利用時において必要なときは、利用者の同意を得たうえで、関連する医療機関や主治医と連絡をとり、連携を図ります。
- (5) 要介護認定に係る申請の援助（保険適用内）
  - ① 利用者の意見に基づいて、要介護認定等の申請に必要な援助をいたします。
  - ② 利用者の要介護認定の有効期間満了のおおむね30日前には、要介護認定の更新申請に必要な援助を行います。

### 3 ご利用料金

#### (1) 利用料

事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は下表のとおりです。

項目		単位数	× 地域係数 11.40 円(1 級地)
居宅介護支援費Ⅰ	要介護 1. 2	1, 042	11, 878 円/月
	要介護 3. 4. 5	1, 353	15, 424 円/月
居宅介護支援費Ⅱ	要介護 1. 2	521	5, 939 円/月
	要介護 3. 4. 5	677	7, 717 円/月
介護予防支援費		430	4, 902 円/月
特定事業所加算Ⅰ		500	5, 700 円/月
特定事業所加算Ⅱ		400	4, 560 円/月
特定事業所加算Ⅲ		300	3, 420 円/月
入院時情報連携加算Ⅰ		200	2, 280 円/月
入院時情報連携加算Ⅱ		100	1, 140 円/月
初回加算		300	3, 420 円/月

※ 法定代理受領により、介護保険給付が支払われる場合、自己負担はありません。

※ 利用者の保険料滞納により、保険給付金が事業者を支払われない場合、利用者は、1ヶ月につき要介護度に応じて上記の料金を事業者を支払うものとします。

#### (2) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

#### (3) 支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月15日までに前月分の請求をいたしますので、14日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

### 4 サービスの利用方法

#### (1) サービスの利用開始

まずは、電話等でお申し込みください。ケアプランセンターマイライフ徳丸の介護支援専門員がお宅へお伺いいたします。契約を締結したのち、サービス提供が開始されます。

#### (2) サービスの終了

##### ① 利用者の都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くだされば、いつでも解約できます。

##### ② 当時行書の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域のほかの居宅介護支援事業所を紹介いたします。

##### ③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が介護保険施設等に入所されたとき。
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定が、非該当（自立）又は要支援1・2と認定された場合
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

- ・ 当事業所の介護支援専門員が、利用者又はご家族に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行いその改善が見込めない場合文書で通知することにより、直ちに居宅介護支援サービスを解約することができます。この場合においても地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。
- ・ 利用者やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行いその改善が見込めない場合、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。この場合においても地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

5 事故発生時の対応及び賠償責任

- (1) 事故等の緊急事態が発生した場合は、速やかに利用者及びご家族、その他の関係者に連絡を取り必要な措置をとります。
- (2) 利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には必要な賠償を行います。

6 秘密の保持と個人情報の保護について

事業者及び介護支援専門員は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、正当な理由なく第三者に漏らしません。  
また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとします。

7 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

①基本理念：『高齢者介護サービスを通じて、地域社会に「安心」・「安全」・「幸せ」の輪を広げます。』北野会は、きもちよく たのしく のんびりとくつろげるかいごをさせていただきます

②サービスの質の向上への方策

板橋区、またはその他諸団体の研修等へ積極的に参加して自己研鑽に努め、またサービス事業者等との連携を図り、より良い居宅サービス計画の作成に努めていきます。

(2) 運営法人の概要

法人名／代表者	社会福祉法人 北野会 理事長 高麗正夫
所在地	板橋区徳丸三丁目32番28号
電話番号	03-3933-0039
運営事業	○ 第一種社会福祉事業 ・ 特別養護老人ホーム ○ 第二種社会福祉事業 ・ 老人デイサービス事業 ・ 老人短期入所事業 ・ 老人居宅介護事業 ・ 認知症対応型老人共同生活事業 ○ 公益事業 ・ 地域包括支援センター及び介護予防支援事業 ・ 居宅介護支援事業 ・ 生活援助員事業

8 サービス内容に関する苦情

- ① 当事業所のご相談・苦情担当

当事業所のサービス等に関するご相談、苦情及び要望については、下記の者が担当させていただきます。

担当 戸井田 彰子（管理者）  
電話 03-3933-0045

② その他

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

板橋区 健康生きがい部 介護保険課 介護保険苦情相談室  
月～金曜日 9：00～17：00（土日祝日、年末年始休み）  
直通電話 03-3579-2079 FAX 03-3579-3402

東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 専用  
直通電話 03-6238-0177

本書での説明をさせていただいたご家族の方はその他のご家族を代表されて説明を受けたものとさせていただきます。

事業者

所在地 板橋区徳丸三丁目32番28号  
名称 ケアプランセンター マイライフ徳丸 印

説明者 社会福祉法人 北野会

氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、事業者から本重要事項の説明を受け同意し、本書を交付されました。

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

(利用者) 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

(利用者代理人) 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

利用者との関係・続柄 ( \_\_\_\_\_ )

以上